

平成音楽大学学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本学は平成音楽大学と称する。

(目 的)

第 2 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探求と技術の錬磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(3つのポリシー)

第2条の2 (削除)

(自己評価等)

第 3 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(学部及び学科)

第3条の2 本学に音楽学部を置く。音楽学部の目的は、第2条と同じである。

2 音楽学部には音楽学科及びこども学科を置く。

3 前項各学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 音楽学科は音楽芸術の学修を通じて情操を高め、「豊かな感受性」と「和の心」を涵養し、「想像力」と「健全な身体」を養生すると共に、本学が音楽文化の発信地となることを目指す。
- (2) こども学科、乳幼児期に「音楽が与える感性、美的情操や心理的情緒等の効用につき専門的に教育・研究し、保育園や幼稚園に於いて適宜、適切に音楽を提示できる保育士、幼稚園教諭を育成する。

(定員)

第 4 条 本学の音楽学部各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

音楽学科 入学定員60名 収容定員240名

こども学科 入学定員40名 収容定員160名

(修業年限及び在学年数)

第 5 条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

(3つのポリシー)

第5条の2 本学の、卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を別表4、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）を別表5、並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）を別表6に定める。

第2章 学年、学期および休業日

(学 年)

第 6 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 (11月1日)
- (4) 夏期休業日 (8月11日から9月30日まで)
- (5) 冬期休業日 (12月24日から翌年1月10日まで)
- (6) 春期休業日 (3月21日から4月8日まで)

2 前項の規定にかかわらず学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第3章 入学、退学、休学、復学及び編入学等

(入学期)

第 9 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、学年の途中で入学させることが適当であると認めた場合は、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 10 条 本学への入学資格は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有すると認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると出願資格審査において認められた者

（入学の出願）

第 11 条 入学希望者は必要書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者選考）

第 12 条 入学志願者に対しては試験を行ない、選考の上合格者を決定する。

（入学手続及び連帯保証人）

第 13 条 試験に合格した者は誓約書に連帯保証人連署の上、必要書類を整え入学手続をしなければならない。

- (1) 連帯保証人は2名とし、1名は親権者もしくは後見人とし、もう1名は2親等以下の親族を除く第三者で独立の生計を営む者とし、いずれも在学中の一切の行為及び学納金その他の費用の納入等についての責任を連帯して負うこととする。
- (2) 前項の手続きを所定の期日までに完了しない者は合格を取消すことがある。

（入学許可）

第 14 条 前条の手続きを完了した者に対しては学長は入学を許可する。

（休学、復学）

第 15 条 学生が疾病その他の事情により2ヵ月以上就学の見込みがなく休学を希望するときは、医師の診断書又はその理由を付し、連帯保証人連署の上で願い出て学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間を終了した場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第 16 条 休学期間は1年を超えてはならない。但し特別の事情がある場合は願い出により更に1年以内に限り期間を延長することができる。休学の期間は通算して2年を越えることができない。

- 2 休学期間は在学年数に算入しない。

（退学）

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため退学しようとするときは、その理由を詳記して連帯保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

（編入学）

第 18 条 次の各号の1に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者
- (5) 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得し、願いにより退学した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱、並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学長が決定する。

（転入学）

第 19 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 20 条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条2項に定める在学年限を超えた者。
- (2) 第16条に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (3) 学納金の納付を怠り督促してなお納付しない者。
- (4) 長期間にわたり行方不明の者。
- (5) 死亡の届け出があった者。

第4章 授業科目および履修方法並びに課程の修了、卒業

（授業科目）

第 21 条 授業科目は体系的に基礎科目、展開科目及び発展・応用科目に分け開設し、各年次に配当して所定の単位を履修するものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 22 条 授業科目は次の表のとおりとする。

(1) 音楽学科

		授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由		必修	選択	自由
基礎科目群	教養領域	文化芸術論Ⅰ ○	1			精神保健学 ○		2	
		文化芸術論Ⅱ ○	1			医学概論 ○		2	
		文化芸術論Ⅲ ○	1			健康科学 ○		2	
		文化芸術論Ⅳ ○	1			体育実技Ⅰ ○	1		
		文学Ⅰ ○		2		体育実技Ⅱ ○	1		
		文学Ⅱ ○		2		英語Ⅰ ○		1	
		教育学Ⅰ ○		2		英語Ⅱ ○		1	
		教育学Ⅱ ○		2		英語コミュニケーションⅠ ○		1	
		法学(日本国憲法) ○		2		英語コミュニケーションⅡ ○		1	
		教職概論		2		ドイツ語Ⅰ ○		1	
		教育原理		2		ドイツ語Ⅱ ○		1	
		教育相談の研究		2		ドイツ語Ⅲ ○		1	
		道徳教育の研究		2		ドイツ語Ⅳ ○		1	
		教育心理学		2		イタリア語Ⅰ		1	
		発達心理学		2		イタリア語Ⅱ		1	
		児童家庭福祉論 ○		2		日本語講座Ⅰ		2	
		社会福祉論 ○		2		日本語講座Ⅱ		2	
		情報演習Ⅰ ○		2		日本語講座Ⅲ		2	
情報演習Ⅱ ○		2		日本語講座Ⅳ		2			
基礎科目群	音楽領域	声楽実技研究Ⅰ		2		演奏実技Ⅰ		1	
		声楽実技研究Ⅱ		2		演奏実技Ⅱ		1	
		器楽実技研究Ⅰ		2		リトミックⅠ ○		1	
		器楽実技研究Ⅱ		2		リトミックⅡ ○		1	
		創作応用演習Ⅰ		2		音楽理論Ⅰ	2		
		創作応用演習Ⅱ		2		音楽理論Ⅱ	2		
		サウンドデザインⅠ		2		音楽史Ⅰ ○		2	
		サウンドデザインⅡ		2		音楽史Ⅱ ○		2	
		音楽教育演習Ⅰ		2		ソルフェージュⅠ	2		
		音楽教育演習Ⅱ		2		ソルフェージュⅡ	2		
		音楽療法演習Ⅰ		2		アートマネジメントⅠ		2	
		音楽療法演習Ⅱ		2		アートマネジメントⅡ		2	
		ピアノⅠ		1		ノーテーション(楽譜浄書)		2	
		ピアノⅡ		1		ミュージカル研究		2	
声楽Ⅰ		1		メディアデザインⅠ		2			
声楽Ⅱ		1		メディアデザインⅡ		2			
小計(A)							14	102	0
展開科目群	音楽領域	声楽実技研究Ⅲ		2		合奏Ⅳ		2	
		声楽実技研究Ⅳ		2		アートマネジメントⅢ		2	
		器楽実技研究Ⅲ		2		アートマネジメントⅣ		2	
		器楽実技研究Ⅳ		2		和声学Ⅰ	2		

			2		和声学Ⅱ	2		
			2		和声学Ⅲ		2	
			2		和声学Ⅳ		2	
			2		ソルフェージュⅢ		2	
			2		ソルフェージュⅣ		2	
			2		ソルフェージュⅤ		2	
			2		ソルフェージュⅥ		2	
			2		キーボードハーモニーⅠ		2	
			1		キーボードハーモニーⅡ		2	
			1		マーチング指導法	○	1	
			1		弾き歌いⅠ		1	
			1		弾き歌いⅡ		1	
			1		日本の伝統音楽Ⅰ		2	
			1		日本の伝統音楽Ⅱ		2	
			2		音楽心理学	○	2	
			2		ポピュラー音楽研究		2	
		○	2		音楽ビジネス論		2	
		○	2		音楽科教育法		2	
		○	2		音楽教育学Ⅰ		2	
		○	2		音楽教育学Ⅱ		2	
			2		音楽療法基礎理論Ⅰ	○	2	
			2		音楽療法基礎理論Ⅱ	○	2	
			2					
小計 (B)						8	89	0

	授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由		必修	選択	自由
発展・応用科目群	音楽領域		2		キーボードハーモニーⅣ		2	
			2		合唱Ⅴ	○	2	
			2		合唱Ⅵ	○	2	
			2		合唱Ⅶ	○	2	
			2		合唱Ⅷ	○	2	
			2		重唱Ⅰ		2	
			2		重唱Ⅱ		2	
			2		合奏Ⅴ		2	
			2		合奏Ⅵ		2	
			2		合奏Ⅶ		2	
			2		合奏Ⅷ		2	
			2		重奏Ⅰ		2	
			2		重奏Ⅱ		2	
			2		重奏Ⅲ		2	
			2		重奏Ⅳ		2	
			2		室内楽Ⅰ		2	
			2		室内楽Ⅱ		2	
			2		室内楽Ⅲ		2	
			2		室内楽Ⅳ		2	
			2		指揮法	○	2	
	2		作曲法(編曲法含む)	○	2			
	2		管弦楽法Ⅰ		2			

	音楽療法演習Ⅶ		2		管弦楽法Ⅱ		2		
	音楽療法演習Ⅷ		2		西洋音楽史Ⅰ		2		
	声楽Ⅴ		1		西洋音楽史Ⅱ		2		
	声楽Ⅵ		1		音楽科指導研究Ⅰ		2		
	ピアノⅤ		1		音楽科指導研究Ⅱ		2		
	ピアノⅥ		1		オペラ研究Ⅰ		2		
	ピアノⅦ		1		オペラ研究Ⅱ		2		
	ピアノⅧ		1		歌曲研究Ⅰ		2		
	演奏実技Ⅴ		1		歌曲研究Ⅱ		2		
	演奏実技Ⅵ		1		伴奏法Ⅲ		2		
	演奏実技Ⅶ		1		伴奏法Ⅳ		2		
	演奏実技Ⅷ		1		対位法Ⅰ		2		
	キーボードハーモニーⅢ		2		対位法Ⅱ		2		
					卒業研究		4		
小計(C)							4	130	0
合計(A+B+C)							26	321	0

○は学部共通科目

(2) こども学科

	授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数			
		必修	選択	自由		必修	選択	自由	
基礎 科目	文化芸術論Ⅰ	○	1		英語コミュニケーションⅠ	○	1		
	文化芸術論Ⅱ	○	1		英語コミュニケーションⅡ	○	1		
	文化芸術論Ⅲ	○	1		英語Ⅰ	○	1		
	文化芸術論Ⅳ	○	1		英語Ⅱ	○	1		
	法学(日本国憲法)	○		2	ドイツ語Ⅰ	○	1		
	社会福祉論	○		2	ドイツ語Ⅱ	○	1		
	医学概論	○		2	ドイツ語Ⅲ	○	1		
	健康科学	○		2	ドイツ語Ⅳ	○	1		
	文学Ⅰ	○		2	保健体育理論		2		
	文学Ⅱ	○		2	体育実技Ⅰ	○	1		
	教育学Ⅰ	○		2	体育実技Ⅱ	○	1		
	教育学Ⅱ	○		2	こどもの体育Ⅰ		1		
	情報演習Ⅰ	○		2	こどもの体育Ⅱ		1		
	情報演習Ⅱ	○		2					
音楽 領域	ピアノⅠ		1		リトミックⅡ	○	1		
	ピアノⅡ		1		音楽理論		2		
	声楽Ⅰ		1		ソルフェージュ		2		
	声楽Ⅱ		1		音楽史Ⅰ	○	2		
	リトミックⅠ	○		1	音楽史Ⅱ	○	2		
保育・ 教育 領域	教育原理		2		保育内容総論		2		
	保育原理Ⅰ		2		社会的養護論		2		
	保育原理Ⅱ		2		保育者論		2		
	発達心理学		2		保育の心理学Ⅰ		2		
	教育心理学		2		保育の心理学Ⅱ		1		
小計(D)							10	61	0

展 開 科 目 群	音 楽 領 域	幼児音楽教育Ⅰ	2		合奏Ⅰ		2		
		幼児音楽教育Ⅱ	2		合奏Ⅱ		2		
		ピアノⅢ	1		合奏Ⅲ		2		
		ピアノⅣ	1		合奏Ⅳ		2		
		合唱Ⅰ	○	2	ハーモニーⅠ		2		
		合唱Ⅱ	○	2	音楽心理学	○	2		
		合唱Ⅲ	○	2	音楽療法基礎理論Ⅰ	○	2		
		合唱Ⅳ	○	2	音楽療法基礎理論Ⅱ	○	2		
	保 育 ・ 教 育 領 域	教職概論		2		保育内容研究Ⅲ(環境)		1	
		相談援助演習		2		保育内容研究Ⅳ(言葉)		2	
		児童家庭福祉論	○	2		保育内容研究Ⅴ(感性と表現)	1		
		こどもの保健ⅠA		2		保育内容研究Ⅵ(感性と表現)	1		
		こどもの保健ⅠB精神保健学を含む		2		乳児保育演習		2	
		こどもの保健Ⅱ		1		生活科論		2	
		こどもの食と栄養		2		国語表現法		2	
		保育内容研究Ⅰ(健康)		2		基礎美術		1	
保育内容研究Ⅱ(人間関係)		1		造形表現		2			
小計(E)						8	52	0	
発 展 ・ 応 用 科 目 群	音 楽 領 域	授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由		必修	選択	自由
		ピアノⅤ	1			合唱Ⅴ	○	2	
		ピアノⅥ	1			合唱Ⅵ	○	2	
		弾き歌いⅠ	○	1		合唱Ⅶ	○	2	
		弾き歌いⅡ	○	1		合唱Ⅷ	○	2	
		ピアノⅦ		1		マーチング指導法	○	1	
		ピアノⅧ		1		指揮法	○	2	
	弾き歌いⅢ		1		作曲法(編曲法含む)	○	2		
	弾き歌いⅣ		1		ハーモニーⅡ		2		
	保 育 ・ 教 育 領 域	家庭支援論		2		保育実践演習		2	
		教育制度論		2		保育実習指導Ⅰ		2	
		障がい児保育演習		2		保育実習ⅠA		2	
		社会的養護内容演習		1		保育実習ⅠB		2	
		教育方法論		2		保育実習指導Ⅱ(保育所)		1	
		教育課程総論		2		保育実習指導Ⅲ(施設)		1	
保育課程論			2		保育実習Ⅱ(保育所)		2		
あそび研究			2		保育実習Ⅲ(施設)		2		
保育内容研究Ⅶ(感性と表現)		1			保育・教職実践演習(幼稚園)		2		
保育内容研究Ⅷ(感性と表現)		1			幼稚園教育実習指導		1		
教育相談の研究		2		幼稚園実習Ⅰ		2			
保育相談支援演習		1		幼稚園実習Ⅱ		2			
卒業研究						4			
小計(F)						10	58	0	
合計(D+E+F)						28	171	0	

○は学部共通科目

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(単位の基準)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の

基準とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究については、その成果を評価して4単位を与える。

(卒業単位)

第25条 本学音楽学部を卒業するには本学に4年以上在学し、第22条に定める授業科目のうち、基礎科目、展開科目及び発展・応用科目のなかから必修科目を含め、合計124単位以上を取得しなければならない。

(単位の認定)

第26条 単位取得の認定は当該授業への出席の状況及び試験の結果に基づき、100点満点として60点以上を合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲内で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修が、本学の授業科目と同等であり、かつ卒業の要件として適当であると認めるとき、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲内で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(卒業の認定及び学位)

第30条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業に認定した者に対して学士(音楽)の学位を授与する。

(卒業の時期)

第30条の2 卒業の時期は学年末とする。ただし、学年の途中で入学した者又は在学期間が4年を超えて卒業することとなる者にあつては、前期の末とすることができる。

(教育職員免許の取得)

第31条 教育職員免許状を得ようとする者は、第25条に規定する単位のほか、第22条の科目及び本学の定める教職課程の授業科目(別表1)について、教職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

(音楽療法士資格)

第32条 音楽療法士の資格を得ようとする者は、第4章各条によるほか、本学において定める音楽療法士養成課程(別表2、3)の単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第33条 保育士資格を得ようとする者は、第4章各条によるほか、児童福祉法施行規則にもとづき、本学において定める保育士養成課程の単位を修得しなければならない。

(免許状又は資格及び履修学科)

第34条 第31条、第32条、第33条に規定する単位を修得することによって得られる、各学科の免許状・資格は次のとおりとする。

- (1) 音楽学科 高等学校教諭一種免許状(音楽)
中学校教諭 一種免許状(音楽)
音楽療法士(1種)資格
音楽療法士(2種)資格
- (2) こども学科 幼稚園教諭一種免許状
保育士資格
音楽療法士(2種)資格

第5章 音楽専攻科

(設置)

第35条 本学に音楽専攻科を置く。

(目的)

第36条 音楽専攻科は音楽の専門的な研究錬磨を深め、音楽技術についての職業的能力を一層高度に進展させることを目的とする。

(専攻及び定員)

第37条 音楽専攻科の専攻及び定員は次のとおりとする。

音楽専攻 10名

(入学資格)

第38条 音楽専攻科音楽専攻の入学資格は次の各号の一つに該当する者でなければならない。

(1) 音楽の大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者。

(修業年限)

第39条 音楽専攻科の修業年限は1年とする。ただし、在学年数は2年を越えてはならない。

(授業科目)

第40条 音楽専攻科音楽専攻の授業科目は次の表のとおりとする。

授業科目	単位数		
	必修	選択	自由
音楽実技研究Ⅰ	4		
音楽実技研究Ⅱ	4		
音楽演習研究Ⅰ	4		
音楽演習研究Ⅱ	4		
オペラ研究Ⅲ		2	
オペラ研究Ⅳ		2	
ピアノ実技Ⅰ		2	
ピアノ実技Ⅱ		2	
声楽実技Ⅰ		2	
声楽実技Ⅱ		2	
器楽実技Ⅰ		2	
器楽実技Ⅱ		2	
アンサンブル研究Ⅰ		2	
アンサンブル研究Ⅱ		2	
合唱研究Ⅰ		2	
合唱研究Ⅱ		2	
合奏研究Ⅰ		2	
合奏研究Ⅱ		2	
伴奏法研究Ⅰ		2	
伴奏法研究Ⅱ		2	
音楽史特殊講義Ⅰ		2	
音楽史特殊講義Ⅱ		2	
演奏解釈Ⅰ		2	
演奏解釈Ⅱ		2	
作品研究Ⅰ		2	
作品研究Ⅱ		2	
歌曲研究Ⅲ		2	
歌曲研究Ⅳ		2	
教育課題研究Ⅰ		2	
教育課題研究Ⅱ		2	
文化芸術論	1		
修了研究	8		
合計	25	52	0

(修了の認定)

第41条 音楽専攻科の修了認定は、所定の期間在学し第40条に定める授業科目の中から30単位以上を修得した者には修了証書を授与する。

(資格の種類)

第42条 教諭一種免許状を取得している者で、音楽専攻科音楽専攻において所定の単位を修得すれば、次の教員免許状を得ることができる。

高等学校教諭専修免許状 (音楽)

中学校教諭 専修免許状 (音楽)

(準 用)

第 43 条 音楽専攻科に関する規定は第 5 章に定めるほか、この学則を準用する。

第 6 章 科目等履修生・特別聴講生及び委託生

(科目等履修生)

第 44 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又は数科目を選んで履修を願い出た者があるときは、学力を選考した上、本学学生の履修に支障のない限り科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第 45 条 他の大学で本学の所定の授業科目を履修する志願者があるときは、当該大学との協議に基づき、本学の特別聴講生として聴講を許可することができる。

(委託生)

第 46 条 公共機関その他から一定期間修業科目を定め入学の願出があったときは、選考の上委託生として入学を許可することができる。

(規 程)

第 47 条 科目等履修生・特別聴講生及び委託生に関する規程は別に定める。

第 7 章 留学生

(留学生)

第 48 条 本学に入学を希望する外国人に対しては、身元保証人があるときは選考の上留学生として特別に入学を許可することができる。

(留学生細則)

第 49 条 留学生に関する細則は別に定める。

第 8 章 賞 罰

(表 彰)

第 50 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第 51 条 本学の学則及び規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改悛の見込みがない者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがない者。

(3) 正当な理由がなく出席常でない者。

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

4 懲戒に関する手続きについては別に定める。

第 9 章 学納金

(学納金)

第 52 条 学納金その他納入金等については、「授業料その他納入金等に関する規程」に定める。

第 53 条 (削除)

第 53 条の 2 (削除)

第 54 条 (削除)

第 10 章 教職員組織

(教職員組織)

(職位)

第 55 条 本学に学長、学部長、図書館長、学科長及び専攻科長等の必要な職位を置き、教員をもって充てる。

2 学長は、本学のすべての校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学部長以下の各職位は、それぞれの部門に関する校務をつかさどる。

(職階)

第 55 条の 2 本学の教員は、教授、准教授、講師、助教又は助手の職階に任じる。各職階の規準は別に定める。

2 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務職員)

第 55 条の 3 本学に事務職員を置く。事務組織は法人と合わせて別に定める。

第11章 教授会

(教授会設置)

第56条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するために教授会をおく。

2 教授会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(構成員)

第57条 教授会は、次の専任教職員をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。

- ① 学長
- ② 学部長
- ③ 教授
- ④ 准教授
- ⑤ 講師
- ⑥ 助教
- ⑦ 事務局長

(審議事項)

第58条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了。

(2) 学位の授与。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(代議員会)

第59条 教授会はその定めるところにより、教授会に属する職員の一部で構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会はその定めるところにより、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 前項の事項は、比較的軽微で緊急性がある場合にかぎるものとする。

第12章 図書館

(図書館設置)

第60条 本学の目的使命を達成するために図書館を設ける。

(運営)

第61条 図書館の運営に関する規程は別にこれを定める。

第13章 厚生保健

(健康診断)

第62条 学生は、毎年定期及び臨時に健康診断を受けなければならない。

(学生課)

第63条 本学に学生課を設ける。学生課は学生の勉学上の指導連絡に当たるとともに諸種の相談並びに保健福祉の増進のを行う。

(学寮設置及び運営)

第64条 (削除)

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成17年9月14日から施行し、平成17年9月末に卒業する者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 教職課程授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	教職に関する専門科目	教育制度論		2
教育方法論		2		
特別活動の研究		2		
生徒指導の研究		2	進路指導の理論及び方法を含む	
教職実践演習 (中・高)		2		
教育実習指導		1	事前・事後指導を含む	
教育実習 I		4		
教育実習 II		2		
小 計			17	

別表 2 音楽療法課程 (1種) 授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	音楽療法士1種に関する科目	臨床医学各論		2
臨床心理学 I		2		
臨床心理学 II		2		
音楽療法総合演習		2		
障がい児保育演習		2		
介護概論		2		
音楽療法実習指導		1		
音楽療法実習 A		6		
小 計			19	

別表 3 音楽療法課程 (2種) 授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	音楽療法士2種に関する科目	音楽療法基礎理論 I		2
音楽療法基礎理論 II		2		
音楽療法演習 (各論)		2		
音楽療法演習 (技法)		2		
音楽療法総合演習		2		
音楽療法実習指導		1		
音楽療法実習 B		2		
小 計			13	

別表4 ディプロマポリシー

<p><音楽学部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻分野における基礎的な知識・技能に加え、専門的な能力、（演奏力、表現力、創造力、教育力、対人援助力、）と豊かな感性を身につけている。 ・音楽芸術の探求やさまざまな体験を通して、豊かな創造性と学修に対する情熱と意欲を身につけている。 ・主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求するとともに、地域社会の音楽文化の発展や福祉の進展に寄与する能力と態度を身につけている。 	
<p><音楽学科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽及び演奏、創作、音楽教育、音楽療法、音楽文化に関する確かな知識と技能・態度を備えている。 ・自らの専門とする分野において感性豊かな表現ができ、さらに理解力・コミュニケーション力を備えている。 ・音楽について主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長と音楽の美しさを追求できる能力と態度を備えている。 	<p><こども学科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの成長・発達を正しく理解し、指導や援助ができる技能・態度を備えている。 ・音楽を基盤とした豊かな表現力、コミュニケーション力を備えている。 ・こどもを取り巻く社会や福祉に関心を持ち、積極的に社会貢献をしようとする意欲を備えている。

別表5 カリキュラムポリシー

<p><音楽学部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシーに則り、それぞれの目標を達成するために、各学科の教育課程を「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」の三領域で編成、各学年に無理なく配置し、実施しています。 ・幅広い知識、高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、専門実技科目や教養科目の他にも、教職科目、教育実習、音楽療法に関する科目、音楽療法実習、保育実習などを広く学ぶことができるカリキュラムを構築しています。 ・組織のあり方やコミュニケーション力、人間力を高めるために、演奏会、発表会および社会貢献活動などを自主的、主体的に計画・運営する機会を多く設けています。 	
<p><音楽学科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」において少人数制による一人ひとりに応じた指導が行えるような内容編成をします。 ・幅広い専門知識や高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、実際のステージや現場での演奏・演習・実習を重視したカリキュラムを編成します。 ・教育支援活動や派遣演奏などのボランティア活動を積極的に取り入れています。 	<p><こども学科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育領域、教育領域、音楽領域及び実習において、個に応じたきめ細やかな指導が行えるような内容編成をします。 ・音楽の専門性を高めるために、音楽学科との合同授業を含めたカリキュラムを編成します。また、企画・立案・運営の力を養うために、各種ステージや演奏会の会の機会を多く設けます。 ・音楽の力を生かし、社会貢献の意識を高めるために、保育現場などでの多様な活動の場を設けます。

別表6 ; アドミッションポリシー

<音楽学部>

- ・高等学校までの学習課程を通じて、身につけなければならない学力及び倫理性を備え、専攻の基礎能力をしっかりと身につけ、意欲的に勉強に取り組む人
- ・本学が行う教育活動に積極的に参加し、自分を磨き高めようとする人
- ・音楽を通して、社会に貢献することに意欲のある人

<音楽学科>

- ・音楽の専門的な理解を深め、演奏技術を磨くことに意欲のある人
- ・音楽の楽しさを多くの人に伝え、福祉や教育の現場で活用したいと思っている人
- ・音楽活動を通して、地域文化の創造に貢献することに意欲のある人

<こども学科>

- ・高い保育力（専門知識・技術）を身につけることに意欲のある人
- ・保育の仕事の重要性と責任の重さを理解している人
- ・こどもの音楽文化を探究し、音楽の楽しさを伝えることに関心や意欲のある人